

令和7年度第3回 碧南市水道事業及び下水道事業審議会 議事録

開催日時	令和7年11月7日(月) 午後1時30分から午後3時45分	
開催場所	碧南市役所7階 第1委員会室	
出席者	委員	齊藤由里恵会長、平山修久副会長、深津有香委員、石附満江委員、磯貝美佐子委員、岩崎利栄委員、岡島晋一委員、原田孝司委員
	事務局	【開発水道部】 川村部長 【水道課】 生田課長、長谷川課長補佐、石橋管理係長、杉浦料金係長、原工務担当係長 【支援事業者】 有限責任監査法人トーマツ
傍聴者	0人	
次第	1 会長挨拶 2 議題「適正な水道料金のあり方について」 3 その他	

1 会長あいさつ

齊藤会長より挨拶をした。

2 議題 「適正な水道料金のあり方について」

事務局より適正な水道料金のあり方について資料を用いて説明をした。

質疑等については、以下のとおり。

(1) 前回までの審議会の内容について

【委員】

P3において、料金改定時期を「令和9年2月」としているが、こちらの時期は最短で実施する場合という認識でよいのか。

【事務局】

おっしゃる通り。資料に「最短で」を追記する。

【委員】

P 8において、事務局案の3年というのは、P 6の②に該当するのか。P 6、7の単位は千円でよいのか。

【事務局】

おっしゃる通り。資料に単位を追記する。

【委員】

P 6、P 7において、令和16年度時点で資金残高3億円と揃っているが、当期純利益が①、②、③、④でバラバラなのはなぜなのか。

【事務局】

都度料金改定を行っているため令和16年度時点の当期純利益は一致しない。
ただし、利益の合計は整合する。

【委員】

P 6、P 7において、令和16年度時点における資金残高がすべてのパターンで3億円となっている。この表記で市民に理解していただけるのか？

【事務局】

資料の令和16年度時点の資金残高を実数値に修正する。また、次回の改定率は確定ではないため、「約」を付けた表現に修正する。

【委員】

P 6、P 7において、当期純利益の算定の基となった料金収入は、①～④まで一致するとの認識で間違いないのか。

【事務局】

おっしゃる通り。

【委員】

P 6、P 7において、資金残高目標値が2つ(6億円と3億円)記載されているため、説明する際に分かりづらくなると思う。市民の方に説明する際には表現等に気を付けた方がよいのではないのか。

【事務局】

資料を修正する。

(2) 今後必要となる投資について

【委員】

P 1 5において、第2配水場長寿命化は、実績と計画を比較したときに、投資額が減少しているが、主な投資は既に実施しているという認識で相違ないのか。

【事務局】

おっしゃる通り。第2配水場長寿命化は、これまでに実施した電気機械設備更新等が特に大きな投資となっており、今後の投資はこれまでの投資と比べて少なくなる見込み。

【委員】

P 1 5において、今後の投資計画は、物価高騰等について考慮しているのか。

【事務局】

管路更新については、物価高騰等を見込んだ金額である。

【委員】

P 1 5において、下水道関連の管路更新が今後減少する見込みと説明があったが、なぜなのか。

【事務局】

これまでは下水道工事と同時に管路更新を実施していたものが多かったが、下水道が令和8年度で概成となるため、今後は減少する見込み。その反面、重要給水施設管路の耐震化に力を入れていく。

【委員】

P 1 5において、管路更新を下水道関連とその他に分けて記載してあるが、一体として表示したほうが市民は理解しやすいのではないのか。

【事務局】

資料を修正する。

【委員】

P 1 1において、布設後40年超えた管路が92kmあるが、耐用年数を超えても使用できる管路もある。現時点で老朽化が激しく、早急に更新が必要な管路の割合は分かるのか。

【事務局】

割合については、手持ち資料を持ち合わせていないが、漏水の修繕実績等により優先度等を考慮し、計画的な更新を実施している。

【委員】

管路の法定耐用年数は40年とされているが、現在の新しい管路に更新した場合、実際の耐用年数はどのくらいなのか。

【事務局】

今後、ポリエチレン管等耐震管に更新していく予定だが、当該管路は60年ほど持つと言われている。

(3) 総括原価・資産維持費に基づく改定率について

【委員】

P 2 2において、改定率24.28%について、事務局はどう思われているのか。

【事務局】

全国的に見たら30%以上改定している市もあれば、15%程の改定率に収まっている市もあるため、改定率としては中間的な改定率だと考えている。

【委員】

各市で改定率に差が出ているのはどういった要因があるのか。

【事務局】

本市は愛知県から水を購入しているが、他市では自ら取水し、浄水する形を取っている等、全ての市が同じ形をとっているわけではないため、水道事業の運用形態の違いによる差が出る。また、定期的に料金改定を実施している市は改定率が小さくなる傾向にある。

【委員】

愛知県から水を仕入れているが、今後その仕入額が変更されることはあり得るのか。

【事務局】

直近で令和6年度に値上がっており、今後は令和8年度に値上がることが決定している。令和8年度以降も上がっていく可能性はある。

【委員】

P22における改定率は、基本料金と従量料金を含めた改定率という認識で良いか。

【事務局】

おっしゃる通り。

(4) 料金体系の方針について

【委員】

P30において、2.の「理論上」という言葉について、本来理論上であればP28の84.4%：15.6%であると思う。市民の方に説明する際には、言葉を修正したほうが良い。

【事務局】

資料を修正する。

【委員】

P23において、次回の改定率が「31.44%」と明示しているが、確定ではないため、「約」を付けるなど表現を変更してはどうか。

【事務局】

資料を修正する。

【委員】

P29において、「水道料金算定要領で示された方法により按分」とあるが、按分方法を詳しく教えてほしい。

【事務局】

施設利用率を基準に按分している。

具体的には1日最大配水能力と1日平均配水量を用いて、平均配水量分は従量料金で徴収しても安定的に収入を確保できるものとし、1日平均配水量と1日最大配水能力との差は、ゆとりの部分となるため着実に投資コストを回収するために基本料金に按分した。

【委員】

市民の方が見たときに分かるよう、按分方法を脚注等で記載したほうが良い。

【事務局】

資料を修正する。

3 その他

事務局より次回の開催日程等を連絡

(終了)